

	質問・意見	回答
1	児童相談を受ける来所者の最大人数、この建物の従業員数を教えてほしい。車の出入りが増えるので、知っておきたい。	他の県内児相を参考にすると、来所者は、多い時で一日60名/日(30組)と想定している。職員数は児童虐待対応件数から定まるが、児童相談所80名程度、一時保護所30~40名を想定しており、一時保護所では、日勤・夜勤があるので、同時使用は100名程度となる。
2	青山の児童相談所では、虐待児童の親が強硬に押しかけるトラブルがあると聞いているが、朝霞児童相談所では同様のトラブルがあった場合、どのように対処するか。交番を作ったらどうか。	本人が望まない形で保護となるケースで、親が押しかけるトラブルが稀にあるが、その場合は丁寧な説明で対処している。また、警察OBが常駐予定で、保護者とのトラブルの内容によっては警察へ通報をする。交番の設置は計画していない。
3	近年多発している虐待等の事件を考えると、施設整備よりも先に、児童相談所職員の立入権の積極的な行使等について議論を行うべきではないか。	通報があれば、職員等がまず訪問するが、子供に会えないことがある。出頭要求または立入調査の依頼をしても会えなかった場合、児童相談所には裁判所の許可により児童相談所が強制的に立ち入りすることができる。
4	車いす使用者の通行に支障がないか。敷地北側の歩道部分の高低差(スロープなど)について具体的な説明が欲しい。	あさか向陽園の北側出入口あたりから新設する車路までを道路レベルと合わせ、新設する車路から保健所前歩道のレベルに連続するようにスロープ状に歩道を整備する。車路にはトラフィックペイントやカーブミラーを設け、安全を喚起する計画としている。
5	構想届出書閲覧開始日は9月29日なのに、3日経った本日まだ看板に日付の記載がない。委託業者にしっかり指導するようにしてほしい。	承知しました。
6	事業費の財源はどうなっているのか。国庫補助金は利用するのか。	国庫補助金を活用する予定。
7	総事業費や県の負担など予算規模はいつ確定するのか。今提示できないのであれば、いつ提示するのか。部内での予算要求額は公開されないのか。	対外的に公表するのは2月上旬から中旬となる。 予算編成過程の公表方法については後日確認して回答する。  (補足) 総事業費等の予算規模については、現在予算審査中のため、お示しすることができません。 お示しすることができる段階(2月上旬から中旬頃)に、お示しさせていただきます。 なお、地域、立地条件等が異なりますが、同規模程度の延べ床面積となる熊谷児童相談所新庁舎の建設予算は、約19億円となっています。
8	施設は月曜から金曜以外も営業するのか。仮に年間営業日数数百日で検討すると、利用者数に対して4,000㎡はあまりにも大きいのではないか。このような施設を建設する場合はひとりあたりの㎡数が決まっているはず。県内の児童相談所の中でも最大の規模となった積算根拠を後日提示してほしい。これだけの規模だと工事の騒音振動で大変な影響を受ける。	業務の量により配置職員数が決まり、面積を決定している。 南児相相談所を建設した頃から、職員配置基準が大きく変わっている。児童の権利擁護の観点から居室の個室化が図られたこともあり、かなり大きくなっている。 なお、現在整備している熊谷児童相談所・一時保護所についても同規模である。 これまでの検討過程の文書をどのようにお示するかは、後日確認する。  (補足) 児童相談所の開庁は、月曜日から金曜日の8:30~18:15までを予定しており、一時保護所は、年間を通じて子供が生活する予定です。 児童相談所に必要な部屋は、国の運営指針に沿った内容としています。相談部門では、子どもや保護者の相談・支援のために必要な「相談室」、「心理判定室」、「心理治療室」など、一時保護部門では、一時保護された子どもたち30名が生活するための「居室」、「学習室」、「食堂」などや、健康保持、ストレス解消のための「遊戯室(屋内運動場)」を設けることとしています。 また、子どもの状況に応じた適切な支援を行うため、居室の個室化(小学生以上)、学習環境の確保(小学生と中学生別や個室)、屋内外に運動や遊びのできる広い空間を確保することとしています。 そのほか、職員の人材育成や市町村等関係機関との連携・支援強化を図るため、規模や用途に応じた研修室や会議室を設けることとしております。 児童相談所に配置すべき職員数は、児童福祉法に定められており、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、今ある児童相談所が建設された時に比べて、必要な職員数も大幅に増加しています。 これらに対応するための必要な規模であり、適正なものと考えております。なお、設ける諸室の一覧は、別紙(令和3年4月時点)のとおりとしています。
9	朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(以下、条例という。)5条は遵守するという事でよいか。	遵守するものと考えている。
10	遊戯室以外の建物高さは9mと聞いていたが、立面図を見たところ、建物すべての部分が12mになったのか。	遊戯室部分と奥にある階段室部分が12mで屋上から突出している。遊戯室の東側は防球ネットである。  (補足) このたび、近隣住民の方からいただいた御意見に対し、建物の高さの抑制について再検討しました。 その結果、南西側に配置する予定の遊戯室の天井高を一時保護所の運営に著しい支障が及ばない範囲で、当初の設計から約1m低くすることで、さらに周辺の住環境への配慮することいたしました。
11	公用車の駐車は10台か。	公用車の駐車は、10台程度を予定している。
12	隣接する保健所の駐車場は余っており、満車になっているのを見たことがない。保健所と朝霞児童相談所の駐車場を共有すれば、もっと建物を北側に集約することができるのではないか。また、保健所敷地には遊休スペースがたくさんある。これを使えば建物の配置も変えられると思う。県の資産も有効活用され、近隣住民への振動騒音の影響もなくなるのではないか。	資産の活用という点ではおっしゃる通り。 ただし、駐車枠が空いている時間はあると思うが、全てを活用する可能性もある。共有することで生じる影響を考えなければならない。  (補足) 児童相談所は、0歳から18歳までの子供とその関係者が利用される施設です。子連れの利用者が利用しやすくなるため、駐車場から建物入口までの距離が短くなるようにすることが必要と考えております。このため、原則として、利用者の駐車場を共有することは考えておりません。 公用車の駐車場については、一時保護した子供の送迎のために敷地内に必要です。

質問・意見		回答
13	児童相談所を建設すること自体には反対していないが、工事の騒音振動の被害をまともに受ける近隣住民がいる。条例でも被害を与えないように努める、と規定されている。条例第5条4項により、建物の高さを低減するとともに、配置を変えてもらいたい。 警察署建設などと違い、児童相談所建設は近隣住民にとって受益なく負担のみである。そうであれば近隣住民の被害について最大限配慮すべきだ。	児童相談所は、近隣住民の方が利用することがないかもしれないが、広く公共の福祉、子供たちの安全を守る、ご家族に寄り添うということにおいて、県民の皆様からご協力いただいで整備をしていきたいので、御理解を賜りたい。
14	事業の経緯、財源について、説明会を開催し、説明してほしい。	説明会方式がいいのか、個別説明がいいのかを検討する余地があると考える。  (補足) 事業の経緯については、以下のとおり補足します。 県では、児童相談所の管轄人口の平準化※を図り、迅速かつ適切な虐待対応を行うため、新たに児童相談所を整備することいたしました。現在、川越・所沢児童相談所の管轄人口は、110万人を超過し、全国平均を大きく上回っている状況です。そこで、両児童相談所が管轄する区域を分割し、新たな児童相談所が管轄を予定している朝霞市内に児童相談所を整備することいたしました。 なお、財源については、国庫補助金を活用する予定ですが、総事業費を現在検討中のため、お示しすることができません。  ※管轄人口の平準化について 埼玉県児童相談所の管轄人口は、全国平均(約58万人)を大きく上回っている状況です。令和5年4月1日に施行される児童福祉法施行令では、児童相談所の管轄人口が「基本としておおむね50万人以下」と規定されています。ただし、国の通知により、管轄人口が100万人を超える児童相談所では対応件数が膨大になることから「20万人から100万人の範囲」が目安となると示されています。 現在の所沢・川越児童相談所の管轄人口は、ともに110万人を超えている状況です。管轄人口の平準化と迅速かつ適切な虐待対応を行うため、朝霞児童相談所(仮称)は、早期に整備する必要があると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。
15	条例16条による工事協定締結について、公共事業なので協定締結がないのはあり得ない。協定を締結しない限りは工事に着手しないとの理解でよいか。 振動やほこり対策、建物の破損、重機侵入経路についても協定ですべて締結するとの理解でよいか 工事中も月に1回程度、近隣住民、県、市、施工業者との協議会を設け、進捗状況の報告、トラブルについて話し合いたい。 外部工事のみならず内装工事工程においても振動や工具の騒音、塗料の臭気などいろいろあるはず。	工事協定は、近隣住民、県、施工者の3者で締結することとなる。まだ施工者が決定していないこともあり、協定締結は未定である。締結する方向で検討するが、この場では回答できない。協定の内容についても今後の協議による。
16	近隣住民が協定を締結することを要望しているのに、門前払いが条例違反ではないか。 そもそも協定を結ばない業者を選定しないことを要望する。	協定締結を拒否しているわけではないが、施工者を含めての協定なので、今決定できない。
17	空調換気の排気口はどこにできるのか。遊戯室、事務室の空調排気はどこにつけるのか。具体的に決定したら説明してほしい。	現在設計中ではあるが、空調はビル空調のような機器ではなくビル用マルチエアコンを予定している。換気は各室からダクトにて給排気する。大きな排気口から排気するわけではない。厨房排気ファンは屋上に設置予定である。
18	9月に着工後、樹木の伐採、基礎工事はどの程度期間がかかるか。	2か月程度と考えている。  (補足) 樹木の伐採及び基礎工事の前に、仮設工事や北側道路からの出入口の新設工事等のため、数か月かかる可能性があります。施工業者決定後に工程計画を作成し、お示しさせていただきます。
19	2か月だと季節は冬になる。この地域は冬になると尋常ではない強さの北風が吹くので、この時期に土工事をすると、南側の住宅はほこりにより建物が傷み、洗濯物も干せない。工事中、および完成後のビル風の測定も要望する。工事中が最も粉じん被害があると思うが、完成後も高さ12mの建物から強風を受けることになる。この点についても協定に盛り込んでほしい。	粉じん対策としては、場内の散水等で対処する。
20	この場で出来上がった図面を出して近隣への説明を終わりにしてよいか。もっと前段階でなければ意見を言っても計画に反映されないではないか。	
21	そもそも施設規模算定の積算資料も出せないのに、説明したとは言えない。	昨年度から、御要望の資料をお示し、丁寧に説明してきた。御意見を反映するようにしつつ、抜本的に変更することは難しいということを説明しながら、本日に至っている。意見を全く聞いていないということはない。
22	他施設の工事の住民説明会では、住民意見を取り入れ、設計を変更してもらったこともある。工事すればコップが揺れるほどの振動がある。もうこの図面を変更することができないのかもしれないが、もっと住民のことを考えてほしかった。	
23	公共事業の中止は一般にあるし、そもそも議会を通らなければ実現できないので、まだまだ時間はあると考えている。現在の状況では、建設について反対する意見書を提出する予定。また、このまま進むなら住民監査請求することも考えている。	(意見)

質問・意見		回答
1	工事はいつからか。	令和5年9月頃から令和7年3月頃を予定している。
2	建物東側に出入口はあるか。	建物東側に出入口を1か所計画している。